

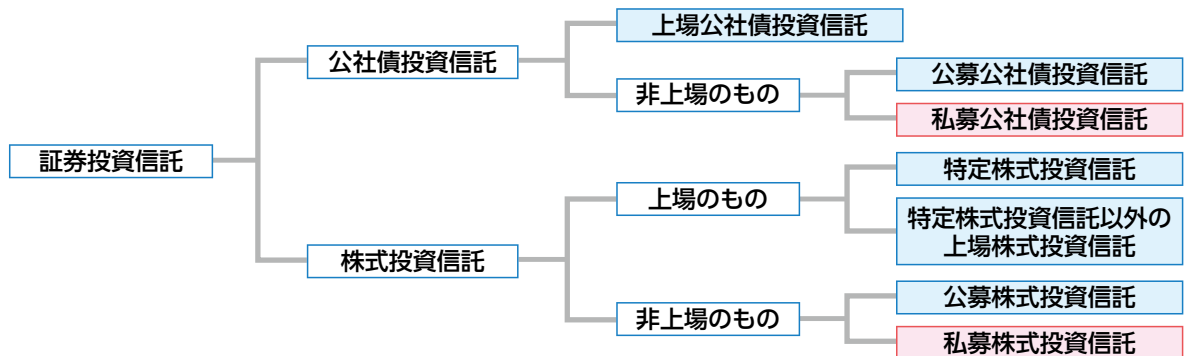
証券投資信託の税金

証券投資信託の分類

Point 1 証券投資信託は、公社債投資信託と株式投資信託に大別されます。

- 公社債投資信託とは、信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式、投資口または出資に対する投資として運用しないものをいいます。例えば、MRF・MMFなども公社債投資信託に含まれます。
- 公社債投資信託以外の証券投資信託のことを、税法上は「株式等証券投資信託」という用語を用いていますが、一般に「株式投資信託」と呼ばれています。

Point 2 証券投資信託は、税務上、次の図のように分類されます。この証券投資信託には、外国証券投資信託も含まれます。



■ 上の図のとおり、証券投資信託についても、制度上は、上場のものと非上場のものにと区分されますが、国内で上場されているものとしては、株式投資信託に属する特定株式投資信託[※]が挙げられます。

※「特定株式投資信託」とは、信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益権が金融商品取引所に上場されていることその他一定の要件に該当する株価指数連動型の上場投資信託をいいます。例えば、TOPIX連動型上場投資信託・上場インデックスファンド225など多数あります。

Point 3 証券投資信託のうち、上場株式等のグループに属するものは、①上場のものと②非上場で公募のもの、一般株式等のグループに属するものは、非上場で私募のものということになります。

証券投資信託の収益分配金

証券投資信託の収益分配金に対する税制は、(1) 株式投資信託の収益分配金 (配当所得) と (2) 公社債投資信託の収益分配金 (利子所得) に大別されます。

なお、外国証券投資信託のうち、①外国株式投資信託の収益分配金に対する税制は、6頁の外国株式の配当金に対する税制と同様であり、②外国公社債投資信託の収益分配金に対する税制は、15頁の外国債券の利子に対する税制と同様となっています。

(1) 株式投資信託の収益分配金 (配当所得)

Point 1 株式投資信託の収益分配金 (元本払戻金 (特別分配金) を除く。以下同じ) の支払いの際に所定の税率により所得税等が源泉徴収されます。

- 上場・公募株式投資信託の収益分配金に対する源泉徴収税率は合計**20.315%** (所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%) です。
- 私募株式投資信託の収益分配金に対する源泉徴収税率は**20.42%** (所得税および復興特別所得税20.42%、住民税なし) です。

(参考) 令和2年1月1日以後に支払いを受ける証券投資信託 (その信託財産につき納付した外国所得税額があるものに限る) の収益分配金については、原則として、一定の方法により計算した外国税相当額を、その収益分配金の額に加算する一方、源泉徴収される所得税および復興特別所得税の額から控除することにより、二重課税の調整が行われています。

Point 2 上場・公募株式投資信託の収益分配金については、上場株式の配当金と同様に確定申告不要・総合課税・申告分離課税のいずれかを選択できますが、私募株式投資信託の収益分配金については、非上場株式の配当金と同様に総合課税 (少額配当は所得税のみ確定申告不要も可) の対象となっています。

- 上場・公募株式投資信託の収益分配金 (申告分離課税を選択したものに限り) は、上場株式等の譲渡損失との損益通算や繰越控除の適用対象となります。

(2) 公社債投資信託の収益分配金(利子所得)

Point 1 公社債投資信託の収益分配金の支払いの際に合計20.315%の税率により所得税等が源泉徴収されます。

■ 公社債投資信託の収益分配金に対する源泉徴収税率は合計20.315% (所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)です。

Point 2 上場・公募公社債投資信託の収益分配金については、特定公社債の利子と同様に確定申告不要または申告分離課税のいずれかを選択できますが、私募公社債投資信託の収益分配金については、一般公社債の利子と同様に源泉分離課税の対象となり、確定申告することはできません。

■ 上場・公募公社債投資信託の収益分配金(申告分離課税を選択したものに限り)は、上場株式等の譲渡損失との損益通算や繰越控除の適用対象となります。

証券投資信託の収益分配金に対する課税

区分		所得区分	課税方式		源泉徴収税率	
			所得税	住民税		
上場・公募国内株式投資信託 上場・公募外国株式投資信託	上場株式等の 配当所得	選択 (※)	確定申告不要	確定申告不要	20.315% [所得税および復興特別所得税 住民税]	15.315% 5%
			申告分離課税	申告分離課税		
			総合課税	総合課税		
上場・公募国内公社債投資信託 上場・公募外国公社債投資信託	上場株式等の 利子所得	選択 (※)	確定申告不要	確定申告不要	20.315% [所得税および復興特別所得税 住民税]	15.315% 5%
			申告分離課税	申告分離課税		
			総合課税	総合課税		
私募株式 投資信託	少額配当	選択	確定申告不要	総合課税	20.42% [所得税および復興特別所得税 住民税]	20.42% なし
	上記以外		総合課税			
			総合課税	総合課税		
私募公社債投資信託		一般公社債等の 利子所得	源泉分離課税 (確定申告不可)	源泉分離課税 (確定申告不可)	20.315% [所得税および復興特別所得税 住民税]	15.315% 5%

※所得税と住民税でそれぞれ有利な課税方式を選択することができます。詳しくは、5頁および24頁をご覧ください。

国内株式投資信託の収益分配金に係る配当控除

国内株式投資信託(特定株式投資信託を除く)の収益分配金について総合課税により確定申告をする場合、その配当控除率は、信託約款で定められた資産運用割合(組入比率)により次のようになります。ただし、外国株式投資信託の収益分配金については、配当控除の適用はありません。

なお、国税庁の「確定申告の手引き」や「特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書」によると、国内株式投資信託のうち「外貨建資産割合」「非株式割合」のいずれもが75%以下のものを「特定証券投資信託」、これらのいずれかが75%超のもの(次表で「控除なし」となっているもの)を「特定外貨建等証券投資信託」と称しています。つまり、特定証券投資信託の収益分配金は配当控除の適用対象ですが、その資産運用割合(組入比率)によって配当控除率が異なるということです。

配当控除を受ける際の配当控除率

区分		非株式割合				
		50%以下	50%超 75%以下	75%超または 約款規定なし		
外貨建資産 割合	50%以下	所得税5% (所得税2.5%)	住民税1.4% (住民税0.7%)	所得税2.5% (所得税1.25%)	住民税0.7% (住民税0.35%)	控除なし
	50%超 75%以下	所得税2.5% (所得税1.25%)	住民税0.7% (住民税0.35%)	所得税2.5% (所得税1.25%)	住民税0.7% (住民税0.35%)	控除なし
	75%超または 制限なし	控除なし	控除なし	控除なし	控除なし	控除なし

※()内の数字は、課税総所得金額が1,000万円を超える場合の配当控除率です。なお、「課税総所得金額」については、4頁をご覧ください。

証券投資信託の譲渡所得等

証券投資信託の譲渡所得等に対する税制は、以下のとおりです。

Point 1 証券投資信託の受益権の譲渡（解約・償還を含む）による譲渡所得等は、申告分離課税の対象となります。

- 上場株式等のグループに属する上場・公募証券投資信託の受益権の譲渡（解約・償還を含む）による譲渡所得等は「上場株式等の譲渡所得等」として、一般株式等のグループに属する私募証券投資信託の受益権の譲渡による譲渡所得等は「一般株式等の譲渡所得等」として、いずれも申告分離課税の対象となりますが、「上場株式等の譲渡所得等」と「一般株式等の譲渡所得等」は、それぞれ区分して計算しなければなりません。
- 証券投資信託の解約・償還により交付を受ける金銭等の合計額のうち譲渡所得等に係る収入金額とみなされるのは、次表のとおり、上場株式等のグループに属する公募証券投資信託（勤労者財産形成貯蓄契約等に基づき購入したものを除く）の場合は、その交付を受ける金銭等の全額（＝利子・配当所得とされる収益部分を含めた金額）であるのに対し、一般株式等のグループに属する私募証券投資信託（勤労者財産形成貯蓄契約等に基づき購入した公募証券投資信託を含む）の場合は、その交付を受ける金銭等の合計額のうち信託されている金額（個別元本）に達するまでの金額（＝利子・配当所得とされる収益部分を除いた金額）となっています。

区分	利子・配当所得の収入金額	譲渡所得等の収入金額
公募証券投資信託の解約・償還により交付を受ける金額のうち	なし	その全額
私募証券投資信託の解約・償還により交付を受ける金額のうち	信託されている金額（個別元本）を上回る収益部分の金額	信託されている金額（個別元本）に達するまでの金額

Point 2 証券投資信託の受益権の譲渡（解約・償還を含む）による譲渡所得等に対する申告分離課税の税率は合計20.315%です。

- 証券投資信託の受益権の譲渡（解約・償還を含む）による譲渡所得等に対する申告分離課税の税率は合計20%（所得税15%、住民税5%）ですが、確定申告の際に所得税額の2.1%に相当する復興特別所得税（0.315%）が付加されます。

証券投資信託の譲渡所得等に対する課税

区分	所得区分	税率
上場・公募国内証券投資信託	上場株式等の譲渡所得等	所得税 15%
上場・公募外国証券投資信託		復興特別所得税 所得税額の2.1%
		住民税 5%
私募国内証券投資信託	一般株式等の譲渡所得等	所得税 15%
私募外国証券投資信託		復興特別所得税 所得税額の2.1%
		住民税 5%

MEMO

外国証券投資信託の受益権を譲渡（解約・償還を含む）した場合は、邦貨（円）換算後の金額が譲渡所得等に係る収入金額とみなされますので、為替差損益を含めたものが申告分離課税の譲渡損益となります。この場合の邦貨（円）換算レートは、8頁の外国株式や16頁の外貨建債券の取引に用いられる邦貨（円）換算レートと同様です。

追加型の公募株式投資信託の普通分配金・元本払戻金（特別分配金）と個別元本の関係

普通分配金

分配後基準価額が個別元本と同額か上回る場合、その個別元本を上回る部分が普通分配金となります。普通分配金は、元本から生じた収益に相当するもので配当所得として課税対象となります。

元本払戻金（特別分配金）

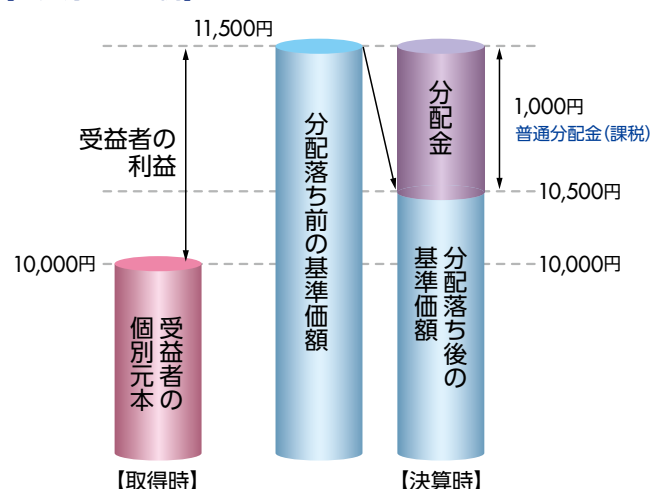
分配後基準価額が個別元本を下回る場合、その個別元本を下回る部分は元本払戻金（特別分配金）となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の払い戻しであるため非課税ですが、その元本払戻金（特別分配金）の額だけ、個別元本および取得価額は減額されることとなります。

個別元本

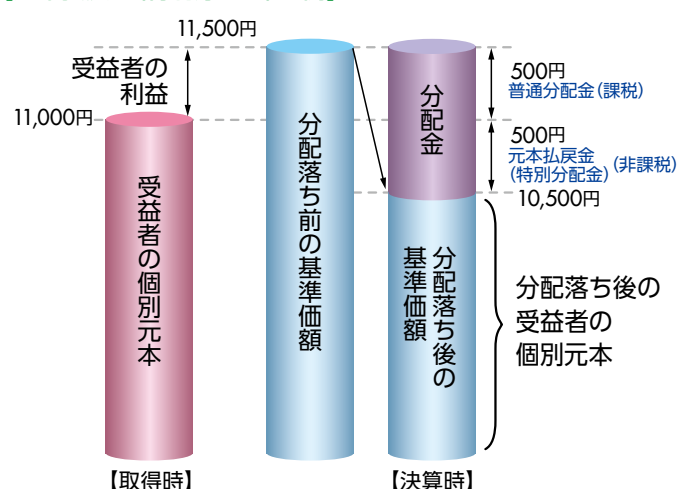
追加型投資信託の収益分配金のうち、課税対象額（普通分配金）を算出するのに使用する税制上の元本です。個別元本はお客さまごとに設定されるもので、当初は取得時の「基準価額」が個別元本となります。

（注）平成12年3月31日までに取得した追加型株式投資信託については、平成12年3月31日の「1口当たりの平均信託金」が個別元本として取り扱われています。

【普通分配金の例】



【元本払戻金（特別分配金）の例】



公募株式投資信託の譲渡損益の計算

公募株式投資信託の取得価額を計算する場合において、収益の分配時に元本払戻金（特別分配金）があったときは、直前の取得価額から元本払戻金（特別分配金）の額を控除した後の金額が取得価額となります。

計算例

取引年月	取引	1口当たりの取得単価	口数	1口当たりの譲渡（買取）単価	口数	1口当たりの受取分配金
平成30年(2018年)6月	買	10,000円	100口			
平成30年(2018年)9月	決算					元本払戻金（特別分配金） 300円
令和元年(2019年)9月	決算					普通分配金 100円
令和2年(2020年)9月	決算					普通分配金 400円
令和3年(2021年)9月	決算					普通分配金 500円
令和3年(2021年)12月	売			11,000円	100口	

※計算上、手数料および消費税等は考慮していません。

令和3年(2021年)12月に売却した100口の譲渡損益

$$[\text{譲渡単価 } 11,000\text{円} - (\text{取得単価 } 10,000\text{円} - \text{元本払戻金(特別分配金) } 300\text{円})] \times \text{口数 } 100\text{口} = \text{譲渡益 } 130,000\text{円}$$

なお、同一銘柄の公募株式投資信託を複数回にわたって取得し譲渡した場合の取得価額は、株式の場合と同様に「総平均法に準ずる方法」により計算します。詳しくは19頁をご覧ください。